



平成 18 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 富 士 写 真 フ ィ ル ム 株 式 会 社

代 表 者 の

役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 古 森 重 隆

(コード番号：4901 東証第一部・大証第一部・名証第一部)

問 合 せ 先

責 任 者 コーポレートコミュニケーション部 IR 室長 岡 田 淳 二

電 話 番 号 03 (3406) 2111

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 7 日開催の定時取締役会において、発行総額 2,000 億円となる 2011 年満期 A 号及び B 号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債各 500 億円（計 1,000 億円）と 2013 年満期 A 号及び B 号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債各 500 億円（計 1,000 億円）（以下、「本新株予約権付社債」）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の目的及び背景】

当社は、中期経営計画「Vision75」の達成に向け、過去 2 年間、「新たな成長戦略の構築」、「経営全般にわたる徹底的な構造改革」、「連結経営の強化」という基本戦略に基づき、様々な施策に取り組んできました。イメージングソリューション部門は、カラーフィルムの需要減少、デジタルカメラ市場の成長鈍化による競争激化が進んだことによる収益悪化を受けて、今般、構造改革の集中断行を実施するに至りましたが、インフォメーションソリューション部門とドキュメントソリューション部門では、着実に目標を達成してきております。

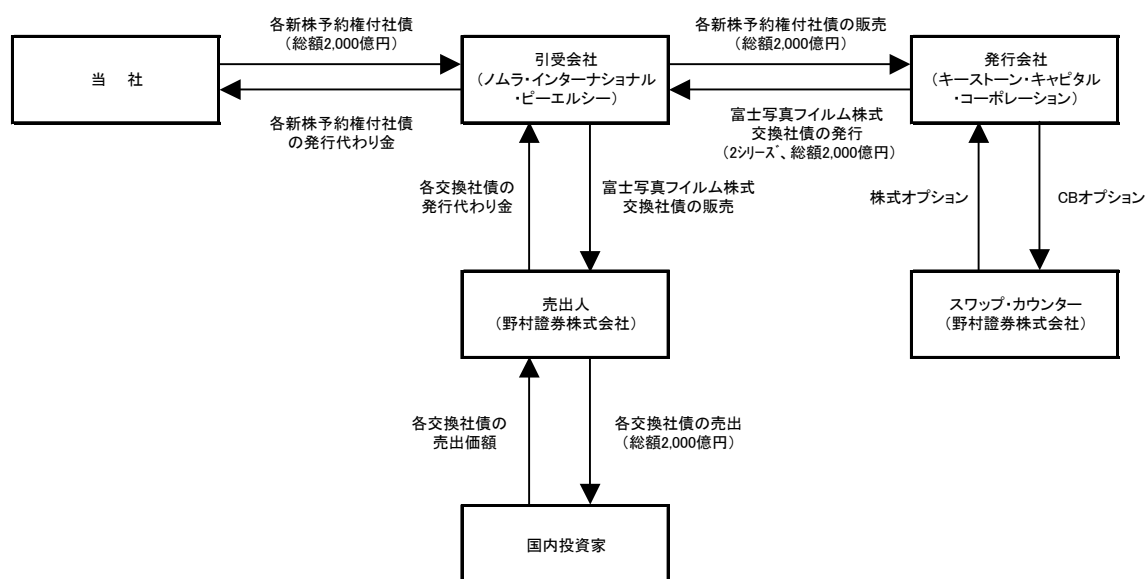
当社は、今後の重点事業分野を、メディカルライフサイエンス、ドキュメント、印刷システム、フラットパネルディスプレイ材料や半導体材料をはじめとした高機能材料、光学デバイスと位置付けており、将来にわたり競争優位を確立し、ビジネスを拡大・発展させていく方針でおります。そのためには、急成長を続けるフラットパネルディスプレイ材料を中心とした生産能力のさらなる増強、差別性の高い新規技術や新製品開発に向けた高水準の R & D 投資継続、新規事業分野に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

において早期に市場でポジショニングを形成することを目的とした積極的なM&Aなどが必須と考えており、今回調達する資金を有効に活用して「新たな成長戦略の構築」を目指してまいります。本新株予約権付社債は、当初転換価額を高く設定することで、当面の希薄化を抑え既存株主へ配慮すると同時に、新たな成長軌道の達成による将来の株価上昇を睨んだ前倒しの増資となることを企図しております。また、資金調達コストは、短期借入れや普通社債より低い金利コストとなり、新たな成長事業への投資を財務面からもサポートすることを目指しております。

【スキーム全体の概要】（参考）

本新株予約権付社債は、Nomura International plc が全額買取引受を行い、海外特別目的会社である Keystone Capital Corporation（ケイマン諸島法人、以下、「キーストーン社」）に全額販売されます。キーストーン社は、野村証券との間で新株予約権等を対象としたデリバティブ取引を行うとともに、本新株予約権付社債を担保とした 2 種類の富士写真フィルム株式交換社債（額面総額 2,000 億円）を発行します。本交換社債は、一般的な新株予約権付社債と類似した商品性を有しており、野村証券によって国内売出しが行われます。



本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

記

1. 社債の名称

2011年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2011年満期A号新株予約権付社債」という。)、2011年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2011年満期B号新株予約権付社債」という。)、2013年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2013年満期A号新株予約権付社債」という。))及び2013年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2013年満期B号新株予約権付社債」という。))

以下の記載は、別段の記載がない限り、2011年満期A号新株予約権付社債、2011年満期B号新株予約権付社債、2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債に共通するものとし、それぞれを「本新株予約権付社債」、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

2. 発行総額

2011年満期A号新株予約権付社債、2011年満期B号新株予約権付社債、2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債のそれぞれにつき、500億円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の発行価額合計額の合計額

3. 社債の発行価額

本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額100万円)

4. 社債の利率

①2011年満期A号新株予約権付社債

本社債の額面金額に対して、年(6カ月円LIBOR-0.3)%とする。但し、かかる利率は、年3.0%を超えないものとし、下記7.記載の計算代理人が本新株予約権付社債の要項に従って、各利息期間の開始日の2営業日前の日に決定するものとする。本項において、「利息期間」とは、各利払日(当日を含む。)からその次の利払日(当日を含まない。)までの期間(但し、初回については、2006年4月5日から第1回目の利払日(当日を含まない。)までの期間)をいい、また、「営業日」とは、円預金がロンドン銀行間市場において取り扱われ、かつ、ロンドン及び(かかる日に支払が行われる場合には)東京において商業銀行及び外国為替市場が業務を行っている日をいう。

②2011年満期B号新株予約権付社債

本社債の額面金額に対して年0.5%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

③2013年満期A号新株予約権付社債

本社債の額面金額に対して、年(6カ月円LIBOR-0.3)%とする。但し、かかる利率は、年3.0%を超えないものとし、下記7.記載の計算代理人が本新株予約権付社債の要項に従って、各利息期間の開始日の2営業日前の日に決定するものとする。

④2013年満期B号新株予約権付社債

本社債の額面金額に対して年0.75%

5. 社債利息の支払方法及び期限

毎年3月31日及び9月30日に各半年分の利息を支払う(年2回後払い)。但し、最初の利払いは、2006年4月5日(当日を含む。)から2006年9月30日(当日を含まない。)までの期間につき、2006年9月30日にこれを行うものとする。

各本社債の利息は、(i)当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該行使の効力発生日の直前の利払日(かかる利払日がない場合には本新株予約権付社債の発行日)後、又は(ii)その他の場合には償還期日後には、これを付さない。但し、正当な呈示がなされたにもかかわらず、支払われるべき金額の全額の支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。かかる場合、(x)当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額が当該本新株予約権付社債の所持人により若しくは当該所持人のために受領された日、又は(y)主支払代理人が当該本社債に関して当該通知の日の7日後の日(当日を含まない。)までに支払われるべき金額の全額を受領した旨を当該本新株予約権付社債の所持人に対して通知した日の7日後の日のうちいずれか早く到来する日まで利息が付されるものとする。

6. 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

HSBC Bank plc(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

7. 新株予約権付社債に係る計算代理人

野村信託銀行株式会社

8. 払込期日及び発行日

2006年4月5日

9. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc(以下「幹事引受会社」という。)の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における私募。

(2) 新株予約権付社債の発行価格(募集価格)

本社債の額面金額の100%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

10. 新株予約権に関する事項

(1) 発行する新株予約権の総数

2011年満期A号新株予約権付社債、2011年満期B号新株予約権付社債、2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債のそれぞれにつき、50,000個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数

(2) 社債に付する新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額100万円につき1個とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(5)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

(イ) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日の終値に下記の数を乗じた額を下回ってはならない。

2011年満期A号新株予約権付社債及び2011年満期B号新株予約権付社債 1.4

2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債 1.3

(ハ) 転換価額の修正

転換価額は、(2011年満期A号新株予約権付社債及び2011年満期B号新株予約権付社債の場合)2009年3月31日及び2010年3月31日又は(2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債の場合)2008

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

年9月30日、2009年9月30日、2010年9月30日、2011年9月30日及び2012年9月30日(以下それぞれを「修正日」という。)の翌日以降、各修正日まで(当日を含む。)の10連続取引日(但し、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの10連続取引日とする。)の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「修正日価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正日価額が2006年3月7日の終値(以下「下限転換価額」という。但し、下記(二)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

- (二) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(6) 新株予約権の行使請求期間

2006年4月5日から下記の日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記11(1)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②下記11(2)記載の本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また③下記11(1)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、下記の日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

2011年満期A号新株予約権付社債及び2011年満期B号新株予約権付社債
2011年3月28日

2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債
2013年3月28日

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

(9) 新株予約権の行使の効力

上記6記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59分(ロンドン時間)(日本時間では翌暦日)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(10) 新株予約権の行使により発生する単元未満株式の買取

本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(12) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により発行又は移転する株式に関する利益配当金又は中間配当(商法第293条ノ5による金銭の分配若しくは会社法第454条第5項による剰余金の配当)は、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在3月31日及び9月30日に終了する各6か月の期間をいう。)の初めに当該株式の発行又は移転があったものとみなして、これを支払う。また、当該本新株予約権が付された本社債につき、当該行使の効力発生日の直前の利払日以後

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

の期間の利息(但し、当該行使の効力発生日が第1回目の利払日より前である場合には2006年4月5日以後の期間の利息)については、その支払又は調整を行わない。

(13) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(14) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、市場環境等に基づく本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は上記(5)(ロ)記載のとおり決定される額とする。

11. 社債に関する事項

(1) 社債の償還方法及び期限

① 満期償還

2011年満期A号新株予約権付社債

2011年3月31日(償還期限)に本社債の額面金額の102.90%で償還する。

2011年満期B号新株予約権付社債

2011年3月31日(償還期限)に本社債の額面金額の105.20%で償還する。

2013年満期A号新株予約権付社債

2013年3月31日(償還期限)に本社債の額面金額の103.70%で償還する。

2013年満期B号新株予約権付社債

2013年3月31日(償還期限)に本社債の額面金額の105.60%で償還する。

② 繰上償還

(イ) 115%コールオプション条項による繰上償還

本新株予約権付社債の発行後、終値が、5連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある上記10.(5)記載の転換価額の115%を上回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、当該5連続取引日の末日(当日を含む。)から10営業日以内に、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

部は不可)を、その額面金額に対する下記の割合で表示される償還金額に償還日までの経過利息及びすべての追加額(もしあれば)を付して繰上償還することができる。本項において、「営業日」とは、円預金がロンドン銀行間市場において取り扱われ、かつ、ロンドン及び(かかる日に支払が行われる場合には)東京において商業銀行及び外国為替市場が業務を行っている日をいう。

2011年満期A号新株予約権付社債

2006年4月5日から2007年4月4日まで	100.30%
2007年4月5日から2008年4月4日まで	100.90%
2008年4月5日から2009年4月4日まで	101.50%
2009年4月5日から2010年4月4日まで	102.00%
2010年4月5日から2011年3月30日まで	102.60%

2011年満期B号新株予約権付社債

2006年4月5日から2007年4月4日まで	100.50%
2007年4月5日から2008年4月4日まで	101.60%
2008年4月5日から2009年4月4日まで	102.60%
2009年4月5日から2010年4月4日まで	103.60%
2010年4月5日から2011年3月30日まで	104.70%

2013年満期A号新株予約権付社債

2006年4月5日から2007年4月4日まで	100.30%
2007年4月5日から2008年4月4日まで	100.80%
2008年4月5日から2009年4月4日まで	101.30%
2009年4月5日から2010年4月4日まで	101.90%
2010年4月5日から2011年4月4日まで	102.40%
2011年4月5日から2012年4月4日まで	102.90%
2012年4月5日から2013年3月30日まで	103.40%

2013年満期B号新株予約権付社債

2006年4月5日から2007年4月4日まで	100.40%
2007年4月5日から2008年4月4日まで	101.20%
2008年4月5日から2009年4月4日まで	102.00%
2009年4月5日から2010年4月4日まで	102.80%
2010年4月5日から2011年4月4日まで	103.60%
2011年4月5日から2012年4月4日まで	104.40%
2012年4月5日から2013年3月30日まで	105.20%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ロ) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を講ずること等を条件として、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)を、その額面金額に対する下記の割合で表示される償還金額に償還日までの経過利息及びすべての追加額(もしあれば)を付して繰上償還することができる。

2011年満期A号新株予約権付社債及び2011年満期B号新株予約権付社債

2006年4月5日から2007年4月4日まで	104%
2007年4月5日から2008年4月4日まで	103%
2008年4月5日から2009年4月4日まで	102%
2009年4月5日から2010年4月4日まで	101%
2010年4月5日から2011年3月30日まで	100%

2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債

2006年4月5日から2007年4月4日まで	106%
2007年4月5日から2008年4月4日まで	105%
2008年4月5日から2009年4月4日まで	104%
2009年4月5日から2010年4月4日まで	103%
2010年4月5日から2011年4月4日まで	102%
2011年4月5日から2012年4月4日まで	101%
2012年4月5日から2013年3月30日まで	100%

(ハ) 当社普通株式の上場廃止による繰上償還

東京証券取引所における当社普通株式の上場が廃止されると当社が認識した場合、当社は、すみやかに(遅くとも上場廃止日の30日前までに)受託会社及び本新株予約権付社債の所持人に対してその旨の通知をし、残存本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止日から7日以内に、14日以上30日以内の事前の通知をしたうえで、その額面金額に対する下記の割合で表示される償還金額に償還日までの経過利息及びすべての追加額(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債

2006年4月5日から2007年4月4日まで	104%
2007年4月5日から2008年4月4日まで	103%
2008年4月5日から2009年4月4日まで	102%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

2009年4月5日から2010年4月4日まで	101%
2010年4月5日から2011年3月30日まで	100%
2013年満期A号新株予約権付社債及び2013年満期B号新株予約権付社債	
2006年4月5日から2007年4月4日まで	106%
2007年4月5日から2008年4月4日まで	105%
2008年4月5日から2009年4月4日まで	104%
2009年4月5日から2010年4月4日まで	103%
2010年4月5日から2011年4月4日まで	102%
2011年4月5日から2012年4月4日まで	101%
2012年4月5日から2013年3月30日まで	100%

(二) 債務不履行等による強制償還

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存する本社債の全部をその額面金額の100%に相当する金額に経過利息を付して直ちに償還しなければならない。

(2) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(3) 新株予約権付社債の券面様式

利札付・無記名式の新株予約権付社債券

(4) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(5) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

12. 上場取引所

該当なし。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

手取金は、1,000億円が設備投資に、残額が投融資に充当される予定です。設備投資については、全額、平成18年4月以降平成20年3月までにおけるインフォメーションソリューション部門の設備計画の一部への充当を予定しており、主に、フラットパネルディスプレイ材料である「フジタック」や「WVフィルム」生産設備の増強及び半導体材料等の設備の増強等を予定しています。

投融資については、約150百万ポンド（約308億円）をインクジェットプリンター向けインク染料のメーカーである Vecia Inkjet Limited（本社：英国マンチェスター）の株式取得資金（2月に手元資金にて取得）に充当するほか、残額をインフォメーションソリューション部門における医療・ライフサイエンス事業等の新規分野での事業拡充に向けた投資等に充当する予定です。

(2) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行による平成18年3月期の連結及び単独業績予想（平成18年1月31日発表）に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、当社は、安定した配当を継続して実施するとともに、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を確保していくことを基本方針といたしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記の基本方針に基づき、業績その他の諸条件を勘案し総合的に判断し決定いたします。2005年3月期の1株当たり配当金は年25円としました。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期
1株当たり当期純利益	86.29円	105.40円	106.40円
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	25.00円 (12.50円)	25.00円 (12.50円)	25.00円 (12.50円)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

配 当 性 向	29.0%	23.7%	23.5%
株 主 資 本 利 益 率	3.1%	3.7%	3.6%
株 主 資 本 配 当 率	0.9%	0.8%	0.8%

(注) 2003年3月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」を適用しています。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期
始 値	4,170円	3,540円	3,310円	3,870円
高 値	4,400円	3,850円	3,990円	4,110円
安 値	3,270円	2,830円	3,180円	3,320円
終 値	3,640円	3,310円	3,920円	3,720円
株価収益率	42.2倍	31.4倍	36.8倍	—

(注) 2006年3月期の株価については、2006年3月6日現在で表示しています。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。